

川崎市中心区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、令和7年10月26日執行の川崎市長選挙において川崎市国際交流センターに設置する期日前投票所の開く時刻を繰り下げ、投票時間を次のとおりとします。

令和7年10月12日

川崎市中心区選挙管理委員会
委員長 白井 精一

期日前投票所	期間	投票時間
川崎市国際交流センター 別棟レクリエーションル ーム	10月13日から 10月25日まで	午前9時00分から 午後8時00分まで